

平成29年 壱岐市議会定例会 3月会議会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成29年3月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第9号	壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第10号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第19号	財産の無償譲渡について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第20号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第21号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第22号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第23号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第24号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第25号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第22	議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第25	議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第26	議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第27	議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第29	議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第36号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第32	平成28年 請願第2号	壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	総務文教厚生常任委員長報告・ 採択 本会議・採択
日程第33	同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第34	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第35	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第36	発議第1号	九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第37	発議第2号	白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、討論、否決
日程第38	発議第3号	白川市長に対する問責決議について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、討論、否決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (14名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
4番 音嶋 正吾君	5番 小金丸益明君
6番 町田 正一君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 今西 菊乃君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (1名)

3番 呼子 好君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長 (鵜瀬 和博君) 皆さんおはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

呼子好議員から、欠席の届け出があつております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日までに白川博一市長より追加議案3件を受理しております。

日程第1. 議案第6号～日程第32. 平成28年請願第2号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第32、平成28年請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願まで32件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。市山議員。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 皆さん、おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、審査の結果原案可決。議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決。議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について、原案可決。議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について、原案可決。議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について、原案可決。議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について、原案可決。議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定について、原案可決。議案第19号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第23号平成28年度苓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第26号平成28年度苓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第29号平成29年度苓崎市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第30号平成29年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第31号平成29年度苓崎市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第33号平成29年度苓崎市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第36号平成28年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会の意見。議案第18号苓崎市学校施設整備基金条例の制定については、子どもたちの学習環境の重要な要素である学校施設の整備に要する基金であるため、市内小中学校の校舎等の中長期整備計画を早急に策定し、目的にあった基金額を積み立てること。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第143条の規定により報告します。

平成28年請願第2号、付託年月日平成28年12月7日、苓崎市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願、審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見。下記のとおり。措置として、市長へ送付。

委員会意見。苓崎市立芦辺中学校の校舎の新築については、認めるものの、市内小中学校の校舎は、子どもたちの学習環境の重要な要素であるため、理事者には、耐用年数や老朽化を考慮した学校施設の中長期計画を早急に策定し、学習環境の平等化を図ってほしい。

以上であります。

○議長（鶴瀬 和博君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。久間議員。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第

110条の規定により報告します。

議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、原案可決。議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見。議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、条例第5条中（市の責務）は、「市が発注する工事及び物品等の調達については、中小企業者受注の機会増大に努める等」、市も積極的に事業を推進する役割を果たす内容について研究すること。

また、企業者及び起業を志す人たちのサポートをする壱岐市産業支援センターの機能を最大限に活用し、中長期的な経済効果や市民の生活向上に寄与するよう理事者も一体となり、中小企業等の振興に努力されたい。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。町田正一予算特別委員長。町田議員。

〔予算特別委員長（町田 正一君） 登壇〕

○予算特別委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算、原案可決。いずれも全会一致であります。

委員会意見。空き家等対策事業については、特定の空き家に対する固定資産税の軽減措置も見直されたことから、危険家屋に対する、助言、勧告等の必要な事項を講じながら、住環境の整備を急がせ、また、一方では、固定資産税の増収につながるような取り組みを行ってほしい。

市内小中学校の校舎の建て替えについては、校舎の耐用年数や老朽化を考え、財源の裏付けも

含めて早急に中長期計画の策定を求めるものである。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市学校施設整備基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号財産の無償譲渡について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第19号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医

療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第24号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第25号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第30号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第32号平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第33号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第36号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成28年請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願につい

て討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから平成28年請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、平成28年請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願は、採択することに決定されました。

日程第33. 同意第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第33、同意第1号壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市監査委員の選任について説明申し上げます。

次の者を壱岐市監査委員に選任するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町本村触304番地。氏名、吉田泰夫。生年月日、昭和23年1月28日生まれ。提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市代表監査委員吉田泰夫氏が、平成29年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き吉田泰夫氏を監査委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（鵜瀬 和博君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市監査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第34. 諮問第1号～日程第35. 諮問第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第34、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第35、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し上げます。

これは、人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員平田タカ子氏が平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、郷ノ浦町本村触の横山ヒデ子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、郷ノ浦町若松触の人権擁護委員山川和夫氏が平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として郷ノ浦町初山東触の長嶋一浩氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（鶴瀬 和博君） これから諮問第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第36. 発議第1号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第36、発議第1号九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。11番、中田恭一議員。中田議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

○提出議員（11番 中田 恭一君） 発議第1号、平成29年3月22日。壱岐市議会議長鶴瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、中田恭一、賛成者、壱岐市議会議員、市山和幸、同じく豊坂敏文。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書（案）。

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大、離島地域の活性化等につながる重要な交通基盤であり、中国・関西圏との連携による社会経済の発展に寄与するもので

ある。また、沿線地域では、官民が一体となって新幹線の効果を最大限に発揮できるよう、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

この西九州ルートは、平成24年6月にフリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に、武雄温泉～長崎間の工事实施計画が認可され、現在、順調に工事が進められているところであります。

西九州ルートに導入が予定されているFGTについては、平成26年10月に開始された3モード耐久走行試験において、約3万キロを走行した時点で、台車の摩擦等の不具合が発生し、国からは、平成34年度中に量産車を導入することは困難な見込みであるとの認識を示された。これを受けて、本年3月に関係六者により「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」がなされ、武雄温泉駅での対面乗換方式、リレー方式により、平成34年度に暫定開業することとなり、一日も早い開業が期待されている。

FGTの台車については、改良が実施されたものの、平成28年11月に開催された国の軌間可変技術評価委員会において、現時点で、このまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていない、との評価が了承されたところであります。

今後、半年間の検証走行試験等の実施とコスト削減策の検討が行われ、改めて来年初夏の軌間可変技術評価委員会で評価されることとなり、3モード耐久走行試験再開の判断が先送りされる結果となった。

このため、FGTの実現性への信頼が揺らいできており、長崎県内では、一日も早い全線開業を期待して取り組んでいる県民、関係自治体等の間から、戸惑いや懸念の声が上がっている。

よって、国におかれては、下記の事項について対応するよう強く求める。

記。1つ、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう、県民が真に期待する山陽新幹線への直通運行を確実に実現すること。2、来年初夏の軌間可変技術評価委員会におけるFGTの技術開発と経済性の検討結果を踏まえ、西九州ルートの整備の姿について確実に結論を得ること。3、九州新幹線西九州ルートの整備に当たっては、これ以上整備スケジュールに遅れを来すことがないように、かつ対面乗換方式が固定化することがないように、万全の対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年3月22日。長崎県壱岐市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第1号九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第37. 発議第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第37、発議第2号白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。4番、音嶋正吾議員。音嶋議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 発議第2号、平成29年3月22日。壱岐市議会議長鵜瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、音嶋正吾、賛成者、壱岐市議会議員、赤木貴尚、同上、呼子好。

白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

次ページをお開きください。

白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議、地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり、白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件に関する調査を行うものとする。

記。1つ、調査事項。市長、副市長が公務員職権乱用罪刑法第60条——刑法第60条というのは、共同正犯のことであります。刑法第193条、これが公務員職権乱用罪であります。——

に思料すると長崎地方検察庁に告訴された経緯及び真相究明についての詳細な調査。

2つ、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、委員14名（議長を除く）からなる市長選挙後の指名入札回避の真相究明に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3つ、調査権限。本議会は、調査事項に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）及び10項の権限を市長選挙後の指名入札回避の真相究明に関する調査特別委員会に委任をする。

4つ、調査期限。市長選挙後の指名入札回避の真相究明に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5つ、調査経費。本調査に要する経費は、20万円以内とする。

6つ、理由。地方議会の合議体としての意思決定機能の議決権限、選挙権限、そして監視監督権が主たる議会の責務であり、早期真相解明をすべく100条調査特別委員会の設置を提案するものであります。

以上。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。6番、町田正一君議員。

○議員（6番 町田 正一君） 本事案については、当初より告訴人が法的措置をとる旨明言されております。既に長崎地検において告訴状が受理され、捜査の段階に入っております。法的にも、壱岐市の業者指名基準第3条第5項において、市長の裁量権をどこまで認めるかということであり、公務員の職権乱用を刑法で訴えられている以上、捜査と並行して議会において100条委員会を設置するというのは、捜査妨害に当たる可能性もあります。

しかも、不起訴あるいは裁判の結審後には、市長も市民に対してこの経過については説明すると議会で答弁されております。一般質問でも、3人の議員が質問の時間のほとんどをこの問題を追求されておられましたが、何ら進展があったとは思えません。それは、一に法的責任が問われ

ているときに、答弁を求めること自体が実質的に無理であります。

司法の場で決着されるべき事案であり、議会が調査に当たる事案ではないと考えます。

よって、本提案には反対であります。

○議長（鶴瀬 和博君） 賛成討論を求めます。1番、赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 私は、発議第2号白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議について、賛成の討論を行います。

議会には11件の権限があり、権限の1つに調査権があります。100条調査権はその調査権の一つであり、私たち議員は市民が疑念を抱く案件には調査すべき責務があると考えます。

今回は、白川市長と中原副市長が長崎地方検察庁刑事被告告訴人として告訴が受理され、市民はこの案件に対して不安や疑念を抱いておられます。私たち竜崎市議会は、議員の責務として真相を究明すべきと考え、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（鶴瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。8番、市山和幸議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 私も反対の立場で反対討論させていただきます。

この件に関しましては、白川市長及び中原副市長も長崎地方検察庁において告訴が受理され、今司法の場で係争中でありますので、この市議会において100条委員会を設置して調査する必要は、私は現段階ではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 提出者が討論をすることは認められておりますので、賛成の討論をいたしたいと思います。

反対の討論をされた町田議員におかれましては、最終日に一般質問において冒頭ではなく、冒頭で発言することは、私はあっていると思います。「最後の締めくくりの段階におきまして、100条委員会の提案とかそんなもんが出るみたいですけど、今はもう地検に告訴をされている段階で、議会がそういうことをしたら、下手したらこれ捜査妨害に当たる」というような発言をされております。公文書にしてですね。こういうことは私はあっているのか。

要するに、私たちは動議として上げたわけでありますね。これを守秘義務があると思うわけです。議会運営委員長が発議として上げることを、議会に報告されましたか。あなたは、議会運営委員会の副委員長という立場で知り得ているわけです。私たちも議会に混乱をさせないために、きちっと事務局に提案をしておるわけです。そういうことは、私は守秘義務を侵すことになると思うわけです。

議会たるは、民主主義の大原則である三権分立というものの一翼を担っております。独立した機関であります。しかるに、最高規範を重視すべきであるし、その権限を行使すべき、また、

自立権を尊重し、かつ義務及び権限を行使することが求められております。議会に与えられた権限は、議案の審議、市政に関する調査を通じて行政の監視、監督、政策の立案を積極的にすることが求められております。

また、自治の役割と責務の遂行状況を市民が検証できるように、透明性の高い議会運営を行うとともに、積極的に情報の公開、共有について努めるべきであり、議会は市民の代表であるという強い認識のもとに、私は調査権限を行使して100条委員会ではかるべき調査をすべきと考えております。

あくまでも司法と議会は独立した機関であるというのが賛成の討論であります。

以上で終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。13番、市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は、反対討論をいたします。

討論と言いますが、町田議員、市山議員からも縷々説明がございました。音嶋議員からも賛成討論がございましたけれども、私はこれを見るときに、司法と100条委員会はどちらが強いのかと、やはり国で決められた司法が私は強いと思っておりますので、100条委員会はこれは受理されなかった場合は、それは結構ですけど、今度の場合は司法に任せたほうが私はいい。結果的にそうした結果が出た場合には、また市長から説明を受けるというふうにして、今回の100条委員会は私は反対いたします。もう後は説明いたしません。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、発議第2号白川市長・中原副市長の長崎地方検察庁刑事被告訴人として告訴が受理された件の調査に関する決議については否決されました。

日程第38、発議第3号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第38、発議第3号白川市長に対する問責決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。1番、赤木貴尚議員。1番、赤木議員。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 登壇〕

○提出議員（1番 赤木 貴尚君） 発議第3号、平成29年3月22日。壱岐市議会議長鶴瀬和博様。提出者、壱岐市議会議員、赤木貴尚、賛成者、壱岐市議会議員、呼子好、同じく、音嶋正吾。

白川市長に対する問責決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

壱岐市長に対する問責決議（案）。平成28年4月10日に投票が行われた壱岐市長選挙において、白川市長は自身の対立候補を支援した事業者を「信頼関係がなくなった」との理由で入札資格者除外措置を指示。これは壱岐市政治倫理条例に抵触するものと考えられ、白川市長の政治倫理の欠如は壱岐市の最高責任者として恥じる行為であり、入札資格者除外措置等の一連の報道が行われたことにより壱岐市民はもとより、島外の壱岐市に関係ある方々にも多大なる疑念や不安を抱かせたことに対し責任を感じるべきであり、公の場で説明を行うことを強く求める。

また、今後壱岐市民から調査請求権が提出された場合は、速やかに壱岐市政治倫理審査会に審査の付託を行い真相究明を行うことも求める。

白川市長は壱岐市政治倫理審査会委員選出においても、3年間不在のままであり監督不行き届きを認めているが、当該委員を任命する立場である市長が委員報酬を3年間計上しながら委員の選任を行わなかった責任も極めて大きい。

近年、壱岐市は、島としてのすばらしさが数多くのメディア（テレビ等）にも多く取り上げられ、今後の壱岐市の活性化にも非常に期待されている中、交流人口拡大、移住定住促進、ふるさと納税の推進、企業誘致等進めていく中で、壱岐市のトップが市民の公平・公正を欠く行為を行ったと疑念を持たれてはいけません。

よって、本市議会は白川市長に対し、組織を上げて再発防止を求めるとともに、市政の最高責任者として責任を問うものである。

以上、決議する。平成29年3月22日、壱岐市議会。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略するこ

とに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。小金丸益明議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 問責決議案に対する反対の立場で討論を行います。

文面によりますと、全て憶測、推測、感情論に走っているものと思います。というのが、問責は責任の所在があつてこそはっきりしている事案について責任を問うものであります。これによりますと、政治倫理条例に抵触するものとする。これは政治倫理条例に抵触するかどうかはまだはっきりしておりません。

また、入札の問題についても、さっきから問題になっておりますように、今告訴されておつて司法の場に委ねられつつある状態でありますから、まだ黑白はついておらないと思います。

また、政治倫理調査委員の任命について、執行者、任命権者である市長がその任命を怠っているという点については理解いたします。しかし、3年間予算を計上しながらもということがございしますが、3年間の予算の計上に同意したのは我々議会の責任でもあります。市長のみの責任ではありません、その辺を転嫁するべきではないと思います。

以上、そういう理由で責任の所在がはっきりしない現段階において、問責を決議する状況にないと思ひ、原案に反対をいたします。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論ございませんでしょうか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は、問責決議に賛成の立場で討論を行います。

御存じのごとく壱岐市政治倫理条例第2条1項におきまして、議員及び市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、みずから進んでその高潔性を明らかにすべきであります。

ましてや今回の場合、壱岐市の市長のとられた行為は、壱岐市のイメージダウンにつながる。公共放送であるNHK長崎放送が2月22日18時からイブニング長崎で放映、また主要新聞社各社が2月23、24、両日に報道をなしております。

私は、時にはリーダーは独裁者であってもいいと考えております。しかし、その行為において、私利私欲を捨てた理念を持たなければ独裁者になる資格は全くない、そのように考えております。

このような行為が市長の裁量権として容認されるのであれば、法治国家の崩壊を示唆すると言わざるを得ないと考えております。

以上をもって問責決議に賛成の討論を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、発議第3号白川市長に対する問責決議については否決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで白川博一市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川博一市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 3月会議閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議の上、全議案の議決をいただきました。また、さまざまな御意見や御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月会議開会中に、初めての試みとなる壱岐市消防団フェスタが3月5日日曜日に芦辺町の全天候型多目的施設で開催され、多くの来場者で賑わいました。消防団を身近に感じる絶好の機会となり、防災意識の高揚につながったものと感じております。

また、12日日曜日には、市内中学生を対象とした壱岐の島野球教室が開催され、中日ドラゴンズの前監督谷繁元信さん、元選手の和田一浩さんに御来島いただき御指導いただきました。日本プロ野球界の第一線で活躍された元WBC選手でもあるお二人との貴重な時間は、技術面はもとより子どもたちに大きな夢と希望を与えるすばらしい機会となりました。野球教室の開催に当たり御尽力いただきました実行委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

また、19日日曜日には、旧箱崎中学校跡地に、この4月から開所する障害者支援施設希望の丘の落成式が社会福祉法人和光会の主催により開催されました。これまで障害のある方が入所することができる支援施設が市内になかったため、多くの方が在宅において通所サービス等を利用しながら支援を続けられ、またやむを得ず県内または県外の支援施設を利用されておりました。希望の丘の開所により御家族の御負担や御心配を解消し、障害福祉サービスの充実につながるものと確信をしているところであります。

さて、平成29年度がいよいよスタートいたします。有人国境離島新法施行という大きな後ろ盾を得てスタートする年度であり、この絶好の機会を最大限活用し、さらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成29年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鶴瀬 和博

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 土谷 勇二